



鯖江市 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号
(市役所農林政策課内)

電話 0778-53-2234

FAX 0778-51-8153

E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp

http://www.city.sabae.fukui.jp

～土とのふれあいを子供たちに～



もくじ

■ 農地中間管理事業について	2
■ 平成28年度農業委員会活動計画	2
■ 新規就農・いきいき地域営農サポート事業	3
■ 平成28年度鯖江市の主な農政関係事業予算	4
■ 農地法事務取扱基準	5
■ 農業者年金について	6
■ 冬眠明けの熊に注意	6
■ 平成28年農地賃借料・農作業料金の標準額	7
■ 認定農業者・認定新規就農者紹介	8

1年生とブロッコリーの種まき

3月4日(金)に鯖江市農村主婦会議の皆さんと、吉川小学校1年生の児童によるブロッコリーの種まき作業が、大倉町のバイテクハウスにて行われました。

鯖江市農村主婦会議は、長年、市内の小学校や幼稚園、保育所などにブロッコリーの苗を無料配布しており、今年も4月に贈呈式を行います。

ブロッコリーが鯖江で本格的に作られるようになったのは、ここ30年ほどの間で、「さばえさんどーむ」と命名し、ブランド化に向けて本格的な取り組みも始めました。初夏には子どもたちの顔ぐらいの大きさに実ります。

農地中間管理事業をご利用ください!

離農する方に対し交付される「経営転換協力金」は、この事業を利用することが条件となります。
近い将来、離農を考えている方は、お早めに農業公社グリーンさばえ(Tel53-2234)にご相談ください!

公益財団法人農業公社グリーンさばえは、福井県農地中間管理機構の窓口となり、地主から農地を借受し、担い手農業者等に貸付けることで、農地利用の集積を進めています。農地を貸出すことに不安のある地主と規模拡大と面的集積を考える農業者の間に入り、地主が安心して農地を担い手に貸し出せるように努めています。

公社を窓口としての農地の貸借手続

農地所有者⇒農業公社⇒農地中間管理機構

「農用地等貸付申出書」「農用地利用集積計画書」
各1部を提出



- ・中間管理機構 ⇒ 県
「農用地利用配分計画書」1部を提出
- ・県：農用地利用配分計画の認可・県報での告示

農地所有者
(貸し手)

農用地等
貸付申出書
農用地利用
集積計画書

農業公社

連携 協力

農地
中間
管理
機構

農用地利用
配分計画の
認可通知

耕作者
(借り手)

機構集積協力金について

経営転換協力金 (経営転換・リタイヤする場合の支援)

- 1 交付対象者
機構に貸付けることにより
 - ・経営転換する農業者
 - ・リタイヤする農業者
 - ・農地の相続人
- 2 交付要件
 - ・全農地を10年以上機構に貸付、かつ
 - ・農地が機構から受け手に貸付けられていること。

地域集積協力金 (地域に対する支援)

- 1 交付対象者
市内の「地域(集落)」
- 2 交付要件
「地域(集落)内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
(任意組織へは貸付できません)

問合先 (公財)農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内 Tel53-2234

農業委員会の平成28年度の主な活動計画と目標(現状は平成28年2月現在)

遊休農地に対する活動

現状	遊休農地面積	1.1ha
	農地に対する割合	0.05%
目標	遊休農地の解消面積	0.3ha
課題	遊休農地の耕作者の確保 耕作再開等のための農地改良の経費負担	
計画	・不作付け農地等を重点にした土地利用調査 ・貸付希望農地情報提供 ・市内全域で農地パトロールの実施	

担い手育成に対する活動

現状	認定農業者	新規就農者
	64経営体	9経営体
目標	1経営体増加	2経営体増加
課題	・農業後継者の育成 ・担い手農業者や生産組織の育成と経営強化 ・担い手農業者のいない集落等での農業者の確保	
計画	・農家組合会議、担い手農業者会議等での説明 ・制度資料の提供 ・新規就農相談の随時受付	

担い手への農地利用集積に対する活動

現状	集積面積	1,681ha
	割合	77.46%
目標	集積面積	40ha増加
課題	・集落等での農地利用と面的集積の合意形成 ・集落等の担い手農業者・生産組織の育成と経営強化 ・担い手農業者のいない集落等での農業者(経営体)の確保	
計画	・集落での合意形成を促進するため人・農地プランの見直しの推進 ・農地中間管理事業の推進	

違反転用にに対する活動

現状	違反転用面積	0.3ha
	農地に対する割合	0.01%
目標	違反転用の解消面積	0.3ha
課題	・違反転用の早期発見と迅速な対応 ・農地の適正管理に対する理解の浸透	
計画	・定期的な農地パトロールの実施 ・所有者等への原状復帰の指導	

鯖江市は新規就農者を応援しています!!

☆新年度から鯖江市で新規就農を開始する方が1名いらっしゃいます。

※現在、県と国が対応している補助事業（一部）は以下のとおりです。

就農予定時の年齢が
45歳以下の方

区 分	対 象 者	給付金の額
青年就農給付金 (準備型)	・ 就農予定時の年齢が45歳未満 ・ 研修後、就農が確実である ・ ふくい園芸カレッジ（新規就農コース） または里親農家にて研修を実施	年/最大150万円×最長2年間
青年就農給付金 (経営開始型)	・ 就農開始時の年齢が45歳未満 ・ 農地の所有権または利用権を有している ・ 主要な農業用機械を自ら所有又は借りている ・ 人・農地プランに位置づけられる等	年/最大150万円×最長5年間

就農開始時の年齢が
45歳以上60歳未満
の方

区 分	対 象 者	奨励金の額
就農奨励金	非農家出身者	1年目 15万円/月×12か月
		2年目 10万円/月×12か月
		3年目 5万円/月×12か月
	兼業農家出身者	1年目 15万円/月×12か月
	専業農家出身者	1年目 5万円/月×12か月
小農具等整備 奨 励 金	非農家出身者	小農具等の購入費の1/2以内の額。 ただし50万円を限度とする。

県外から福井県に
就農するため移り
住む方

区 分	対 象 者	給付金の額
研修奨励金	・ 県外出身者 ・ 就農予定時の年齢が60歳未満 ・ 研修後、就農が確実である ・ ふくい園芸カレッジ（新規就農コース） または里親農家にて研修を実施	月/最大5万円×最長2年間
県単就農給付金 (準備型)	・ 県外出身者 ・ 就農予定時の年齢が45歳以上60歳未満 ・ 研修後、就農が確実である ・ ふくい園芸カレッジ（新規就農コース） にて研修を実施	月/最大7万5千円×最長2年間

いきいき地域営農サポート事業で農業活性化

いきいき地域営農サポート事業とは？

中山間地などにある小規模な農地は担い手や集落営農組織などに集積することが難しいという現状があります。このような小規模(小区画)農地を持つ農家を応援する「アグリサポーター」が、農作業の代行を請け負った際に助成金を交付し、地域の農業を支援する事業です。あなたの大切な農地を守っていくため、農業のプロであるアグリサポーターに農作業をお任せください。今後、耕作放棄地の発生を抑制し、地域の農業生産を維持していくためには、地域の皆さんが相互に協力することが大切です。市では、農作業を応援したい人、応援を受けたい人の双方ともに募集しています。ぜひ鯖江市農業サポートセンターまでご連絡ください。

いきいき地域営農サポーターに対する具体的な助成内容

委託農家から依頼のあった20アール未満の圃場で、アグリサポーターが次の作業を受託し、代行した場合、市から助成金を交付します。

作業内容	農地面積	助成金額	対象作物
耕起・整地作業	10アール当たり	2,000円	全作物
田植・播種作業	10アール当たり	1,000円	全作物
収穫・脱穀作業	10アール当たり	2,000円	全作物
畦畔草刈作業	10アール当たり	1,500円	全作物
全作業の実施	10アール当たり	11,000円	水稻のみ

草刈作業は1回当たりの助成金とし、同一圃場で回の回数の上限は4回です。

【例】4回草刈 1回1,500円×4回=6,000円

※保全管理および水張り転作、利用権設定の水田は、助成金の対象外です。

※委託農家とアグリサポーターの作業受委託合意が必要です。

問合せ先

鯖江市地域農業サポートセンター（市役所農林政策課内）
TEL0778-53-2233（直通） FAX0778-51-8153

平成28年度鯖江市の主な農政関係事業（予算）について

基本方針	事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
担い手育成	ネクストファーマ・経営継承支援事業	農地を持たない人でも本格的な就農支援により意欲ある多様な農業担い手育成を図る。	講習会受講料補助 補助率1/2 限度額20,000円 条件整備補助 補助率1/2 限度額250,000円	1,020
		新たに園芸に取り組もうとする者に、早期に安定した園芸経営が定着するように支援。	機材購入費、農地盛土経費補助 補助率1/3 限度額150千円 就農地被害防止施設設置費補助 補助率1/3 限度額50千円 土壌改良等の生産体制整備補助 補助率1/2 限度額100千円	
		新たに園芸に取り組もうとする者が、取組前に試行的に野菜栽培に取り組む機会を持つことで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進する。	園芸への参入を希望する者が作物を1作、栽培し生産物を販売することで栽培技術を習得し園芸経営を体験することを目的に園芸ハウスを確保し、希望者が試行的に野菜栽培に取り組む機会を提供する。	
//	担い手への農地集積推進事業	高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中で、集落等での話し合いを通じた合意形成により、農地中間管理機構を通して、中心となる農業経営体への農地集積等を推進する。	集落等での説明会と話し合いの推進 機構集積協力金の交付	10,000
//	農業生産法人促進支援事業	経営基盤を安定させるため、集落営農組織等の法人化を支援	法人化に際しての事務費等を支援	1,000
農林産物の生産振興	地域営農再生推進事業	加工用米・麦・大豆・そばの作付、周年作物等の作付、品質の高い生産麦・大豆に助成し、水稻以外の農産物を振興することで、経営所得安定対策の推進、食糧自給率の向上および特産品の生産を推進し、足腰の強い農業を育てる。	麦・大豆・そばの団地による作付5,500円/10a、出荷製品麦4円/kg、良質大豆助成3円/kg、加工用米3,500円/10a、周年作の大豆・景観用作物・そば・特産品推進1,000円/10a、周年作の大豆作付5,000円/10a、景観用作物・特産品作付4,000円/10a、そば作付1,000円/10a	36,190
//	おいしいさばえ米づくり支援事業	特別栽培米の作付けを促進するために助成を行ったり、土壌改良資材の購入を補助するなどして、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。	無農薬・無化学肥料5,000円/10a 無農薬・減化学肥料(5割削減) 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・無化学肥料 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) 1,500円/10a 担い手農家の土づくりの資材 1,000円/10aを限度とする。	12,335
		さばえ菜花米のブランド化に向けた事業	菜花米食味値アップ試験 200千円 さばえ菜花米品質向上機器等にかかる経費の助成 800千円 さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 4,000円/10a上限 さばえ菜花米の圃場の土壌分析 210千円 さばえ菜花米作付助成 5,000円/10a	
		さばえ米品質向上(病害虫対策)支援事業	カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 2,000千円	
//	さばえエコ農業支援対策事業	化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図る。	<農業振興地域内農用地> 取組み内容によって補助単価が異なる。 8,000円/10a 3,000円/10a など	7,338
//	水田園芸産地育成促進事業	①水田農業大規模化・園芸導入事業	認定農家や集落組織等による大規模園芸生産にかかる経費を助成	7,437
//	地場産園芸振興事業	①園芸特産物振興事業 ②地場産園芸ハウス設置支援事業 ③園芸ハウス等機能リフレッシュ支援事業	①園芸作物の品質に応じた出荷助成や生産支援等 ②小規模ハウス等の設置にかかる経費を助成 ③老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費を助成	8,200
鯖江ブランドづくり	さばえブランド特産物支援事業	6次産業化チャレンジビジネス支援事業	市内農産物の加工品開発および販路開拓に取り組む事業を支援	1,800
食育・地産地消の推進	元気さばえ食育推進事業	市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。	さばえの食文化交流事業、ふるさと鯖江の料理を楽しむ会、食と健康・福祉フェア、味覚の授業・うま味の授業等の開催	3,223
//	和食給食への地場産食材提供事業	地場産食材を使用した和食給食を提供し、地産地消を推進する。	県の和食給食への地場産食材提供事業を活用し、学校給食の地場産率の向上を図る。	2,549
市民の憩いの場としての里山環境の保全	鳥獣害のない里づくり推進センター事業	人と生きものふるさとづくりマスタープラン推進事業 里山放牧保全推進事業 さばえのけもの料理提案事業	さばえのけものアカデミー、対策地域の情報交換会等の開催 山ぎわに牛放牧による対策の委託 ジビエ料理を切口とした鳥獣害対策の普及・啓発	8,545
//	有害鳥獣駆除事業	拡充 農林業に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除する	有害鳥獣捕獲委託等 電気柵設置への助成	5,255
快適で魅力ある農村づくり	多面的機能支払交付金	地域共同による農地、農業用施設等の資源の日常的な保全管理活動を支援し集落を支える体制の強化を図る。また、農業用施設等におけるストックマネジメント手法を活用した補修、更新等の長寿命化のための活動および水質や土壌等の高度な保全活動を支援し安定した食料供給に貢献する。	・農地維持支払：52,925千円 田3,000円/10a 畑2,000円/10a ・資源向上支払：25,960千円 田1,800円/10a 畑1,080円/10a ・長寿命化：65,596千円 田4,400円/10a 畑2,000円/10a ・農業用施設保全管理事業：2,200千円 田2,200円/10a	146,681

☆鯖江市では、平成28年3月に

鯖江市農業・林業・農村ビジョンと鯖江市食育推進計画を策定しました。

第3次 鯖江市農業・林業・農村ビジョン

【ビジョンの将来像】

地域で守り・育む 活力あふれる鯖江の農業・林業・農村

【ビジョンの期間】

平成28年度～平成32年度

第3次 鯖江市食育推進計画(元気さばえ食育推進プラン)

【計画の基本理念】 食でつながる みんなのさばえ

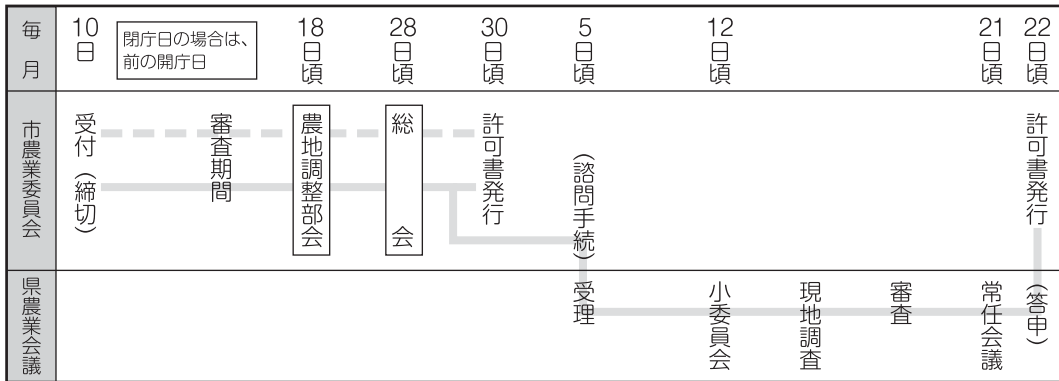
【計画の期間】 平成28年度～平成32年度

※今後5年間の農業振興、そして食育・地産地消等の羅針盤となります。

農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条（農地または採草放牧地のための権利移動の制限）、農地を転用する際には第4条（農地の転用の制限）、第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の申請に基づく許可申請を行わなければいけません。申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

① 許可がおりるまでの流れ（3条の流れは点線、4・5条の流れは実線）



農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は3週間です。（一定の要件に該当する場合には5週間となります。）

農地法第3条許可書発行までの標準日数は3週間です。

10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

※4・5条申請で、申請地が農振農用地や第一種農地の場合、あるいは転用面積がおおむね2,000㎡を超える場合には福井県農業会議の意見を聴取する必要があるため、標準日数は5週間となります。

② 農地法第4・5条の許可の基準（一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。）

一般基準…農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。（地役権、仮登記など）
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

立地基準…周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは……
- ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
- ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

転用地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

③ 農地法第3条の許可の基準（下記の要件を満たしているかどうか審査します。）

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。（全部効率要件）
- 権利取得後の経営面積が50a以上になっているか。（北中山地区40a、河和田地区30a）（下限面積要件）
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。（常時従事要件）

④ 必要な書類…申請書提出と同時に必要な書類があります。

〈農地法第4・5条〉

- 土地の登記簿謄本、地籍図
- 位置図、付近図、配置図、平面図
- 隣接農地への被害防除概要書
- 資金計画書資金の証明書
- 土地改良の意見書
- その他農業委員会が必要とした書類

〈農地法第3条〉

- 土地の登記簿謄本、地籍図
- 位置図、付近図
- 農地等利用計画書
- 3年3作の念書
- 水稻共済加入申告の同意書
- 土地改良の得喪通知書

転用計画により必要となる書類は異なってきます。転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。（直通53-2234）



農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？
年金は家族一人ひとりが準備することが大切です！
農業者年金は、
農業者の老後をサポートします。
農業経営者だけでなく、夫婦や親子で
そろって加入することをおすすめします！！

○加入できる方は？

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

○特徴は？

- ①積立方式で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証月です。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。

農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、
老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、
誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。
老いたときに、安定収入の道を確保しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。
しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。



冬眠
明けの

クマに注意してください

春、クマは冬眠から覚め、食べ物を求めて活発に行動します。
県内の山はクマの生息地であるため、どここの山でもクマと出会う
可能性があります。山菜採りや山ぎわの畑作業の際は、鈴やラジ
オなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせるなど
して、十分に注意してください。

また、田畑や山ぎわでの野菜クズの放置は、野生鳥獣（クマやサル、イノシシ等）を誘引する原因にもなります。土に深く埋めるか
畑から持ち出すなど早めの除去をお願いします。

県内のクマ情報は、ホームページ「ツキノワグマによる人身被害
防止のために」をご覧ください。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tixyouzixyuu/tukinowaguma2.html>)

＜問合先＞ 福井県安全環境部自然環境課 (0776-20-0306)
鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター (0778-51-2110)
鯖江市産業環境部農林政策課 (0778-53-2233)



平成28年度 農地賃借料のお知らせ

【田（水稻）の部】
平成27年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料（10アール当たり）は、次のとおりです。 （単位 円/10a）

地 区 名	平 均 額	最 高 額	最 低 額
鯖 江	13,520円	18,300円	9,000円
新横江	13,822円	17,440円	13,000円
神 明	13,059円	13,700円	6,850円
中 河	13,776円	18,266円	12,000円
片 上	13,300円	13,300円	13,300円
立 待	13,353円	20,550円	10,000円
吉 川	13,264円	20,550円	3,960円
豊	13,138円	13,700円	10,000円
北中山	13,142円	13,300円	4,500円
河和田	12,709円	13,700円	6,850円
（参考）鯖江市平均	13,274円		

（備考）賃借料が米で物納の場合、米の価格は平成27年産米の相対取引価格（平成27年9月末）の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。また鯖江市平均の平均額は、データ数による加重平均の値です。

注）上記のデータには、使用貸借による権利の設定は含まれていません。また、地区ごとの全賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるもの、および特殊な事情等により著しく異なるものを除いています。なお、この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

平成28年度 農作業料金の標準額(目安)についてのお知らせ

(単位 円/10a)

作業区分		標準料金（税込み）	適 用（追加料金は税抜きで表示）
水 稲	荒 耕	6, 900	
	あぜぬり	42	1メートルあたり
	代 か き	7, 700	
	田 植	8, 200	田植機使用・苗代は含まない。施肥田植機の場合適用。（肥料代別）
	直播（条播）	7, 000	施肥田植機（種・肥料代別）
	防 除	1, 337	JA作業委託（1回分）（ラジヘリ、薬剤代別）
	稲刈り	17, 000	コンバイン使用（※生籾運搬は別途）
	秋おこし	6, 900	
	乾燥・調製	1, 296	60kgあたり(水分18%まで1,000円、18%以上1%増すごとに80円加算)
大 麦	耕起・播種	7, 400	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝 掘	4, 000	ロータリートレンチャー使用
	防 除	1, 337	JA作業委託（1回分）（ラジヘリ、薬剤代別）
	収 穫	14, 040	団地化されている場合は、10a当り3,000円引きとなります。
大 豆	耕起・播種	7, 400	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝 掘	4, 000	ロータリートレンチャー使用
	防 除	1, 080	ブームスプレーヤー使用
	収 穫	14, 040	
	培 土	4, 100	1回の作業につき
蕎 麦	耕起・播種	10, 000	
	溝 掘	3, 800	
	収 穫	11, 880	

（備考）農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定していますので、小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増となります。 1区画30a未満の圃場の場合は標準料金に5～30%加算となります。

認定新規就農者紹介

新たな地域農業の
担い手となります!!

3月15日認定新規就農者の認定授与式が行われ、
牧野市長から認定書を授与されました。



五十嵐 理 (石田中町)

経営形態：露地野菜、施設園芸

目 標：安全安心な高品質やさいの生産を目指します。

栽培品目は、ブロッコリー、ミディトマト、
吉川なす、スイートコーン等です。
皆様の応援よろしく申し上げます!!

認定農業者紹介

地域農業の担い手の
みなさんです!!

3月15日認定農業者の認定授与式が行われ、
牧野市長から認定書を授与されました。

写真：左から (農)ファーム小泉 様、(農)ファーム石田 様



農事組合法人ファーム石田

経営形態：水稻、大麦、大豆、そば等

目 標：地域農業を守りつつ、

安定した農業経営の持続を目指します!!

農事組合法人ファーム小泉

経営形態：水稻、大麦、大豆、そば等

目 標：子の代、孫の代まで地域農業が持続するよう
努めます!

平成28年
農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

4月	16・17日	さばえ菜花まつり (鯖江中学校西側河川敷)
	28日	第4回農業委員会総会
5月	27日	第5回農業委員会総会
6月	28日	第6回農業委員会総会
7月	28日	第7回農業委員会総会
8月	29日	農地パトロール 第8回農業委員会総会
9月	28日	第9回農業委員会総会

編集後記



昨年、農協改革、農業委員制度改革に伴う法改正がなされ、本市農業委員会も平成29年7月末より新体制となります。

これまで、農業委員は、市議会はじめ農業関係団体からの推薦委員と農業委員選挙による選挙委員とで構成されていましたが、新体制では推薦・公募の手続きを経て、市長の任命制となります。なお、定数については、国は「現行定数の半分程度」、「委員の過半を原則として認定農業者とする」としています。また、農業委員とは別に「農地利用最適化推進委員」も設置することができ、大きく様変わりします。今後、農業を営む皆さんを第一に考え、どのような農業委員会が鯖江市にふさわしいか協議してまいります。